

JASDAQ

平成 25 年 1 月 24 日

各 位

会社名株式会社ネクス代表者名代表取締役社長秋山司(JASDAQ・コード 6634)

問合せ先

役職・氏名代表取締役副社長兼経営企画部部長石原 直樹電話03-5766-9870

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年1月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年2月26日開催予定の第29回定時株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 定款一部変更の目的
- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社も含めた今後の事業 展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。なお、この変更については、ご承認の後直ちに効力が発生いたします。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。なお、この変更については、ご承認の後直ちに効力が発生いたします。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と
する。	する。
1. ~4. (条文省略)	1. ~4. (現行定款どおり)
5. 経営コンサルタント業務	5. 経営・投資コンサルティングおよびアドバイ
	ザリー業務
6. 特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案	6. 特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案
権、工業所有権等の知的財産権の売買及び許諾	権、工業所有権等の知的財産権の売買及び許諾
	<u>およびそれらに関するコンサルティング</u>
7. 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業	7. 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業
	<u>およびそれらに関するコンサルティング</u>
8. <u>動産</u> の賃貸借、管理 <u>および</u> 仲介業	8. <u>動産および不動産</u> の賃貸借、管理 <u>ならびに</u> 仲
	介業
9. ~11. (条文省略)	9. ~11. (現行定款どおり)
12. 旅行業法に基づく旅行業	12. 旅行業法に基づく旅行業 <u>およびそれらに関</u>
	<u>するコンサルティング</u>
13.農作物の栽培・加工・販売	13. 農作物の栽培・加工・販売 <u>および農業用設</u>



14. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務

(新	設)
(新	設)
(新	設)

(新 設) (新 設) (新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設) (新 設)

(新 設)

(新 設)

15. (条文省略)

第3条~第28条(条文省略)

(監査役の選任)

第29条(条文省略)

(新 設)

(新 設)

<u>備の販売ならびにそれらに関するコンサルテ</u> <u>ィング</u>

14. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務<u>およびそれらに関するコンサルテ</u>ィング

15. 証券仲介業務

16. 投資助言・代理業

17. 株式、公社債等有価証券に対する投資および有価証券先物取引、有価証券オプション取引

18. ファンドの組成および運用

19. 貸金業

20. インターネットによる通信販売およびその 仲介

21. コンピュータ周辺機器、各種通信機器 および関連するソフトウェア、書籍、雑貨、日用 品、食料品、衣料品の販売ならびに輸出入

22. ファランチャイズチェーンシステムの加盟 店の募集および加盟店の指導育成

23. 古物営業法による古物商

24. 人事、庶務、総務、法務、情報システムに 関する事務の代行およびそれらに関するコンサル ティング

25. 技術者への教育訓練、技術指導および研修 教材の販売、各種セミナー講習会の開催

26. 外国文書の翻訳および通訳業務

27. (現行定款どおり)

第3条~第28条(現行定款どおり)

(監査役の選任)

第29条(現行定款どおり)

③ 当会社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

| 第 30 条(現行定款どおり)



(任期)

第30条(条文省略)

② 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時までと する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時までと する。ただし、前条第3項により選任され た補欠監査役が監査役に就任した場合は、 当該補欠監査役としての選任後4年以内に 終了する最終の事業年度に関する定時株主 総会の終結の時を超えることができないも のとする。

以上